

弁護士費用の専用保険

エール少短 個人事業主向け

エール少額短期保険（東京・中央）は中小企業や個人事業主向けに、業界や個人事業主向けに、トラブルが発生した

などのトラブルに巻き込まれた際に、その場で弁護士に電話できるサービスも提供する。法律に関する知識が少ない個人事業主が訴訟をする場合に、専用保険で支援する。では、顧問弁護士が多いことが多い。下請け業者もトラブルが起きた場合に、役務関連、取引停止の損害賠償などの案件に対応する。

る。被害者・加害者にかかわらず、トラブルが発生した際に各分野に明るい弁護士を紹介。弁護士費用などを保険金でまかなう。金額は最も標準的なプランの場合で月額2万2800円としている。中小企業や個人事業主が訴訟をする場合に、専用保険で支援する。では、顧問弁護士がいないことが多い。下請け業者もトラブルが起きた場合に、役務関連、取引停止の損害賠償などの案件に対応する。

新商品では、パワーハラスメントなどの労働争議を起こしたり、訴えられたりした場合に対応。役員が痴漢冤罪（えんざい）

などにかかる費用面がネットワークとなって訴訟を見送ったりすることもあるといふ。専用保険を用意することは、こうした問題の解消につながる。